

働き方改革の推進に関する 取り組みについて

国土交通省 四国地方整備局
企画部 技術管理課

四国地方整備局の管轄

凡 例

- : 四国8の字ネットワーク
- : 鉄道JR
- : 鉄道(その他)
- : 一級水系
- ▼▼ : 直轄海岸施工区域
- : 直轄ダム(管理)
- : 直轄ダム(改造・再生中)
- : 直轄ダム(建設中)
- : 重要港湾
- : 避難港
- : 航路
- : 空港・その他飛行場



道路：一般国道11路線
直轄管理区間：1,343.0km
四国8の字ネットワーク(約800km)のうち
事業中：169km
供用中：611km

港湾：港湾15港
重要港湾：13港
避難港(地方港)：2港
海岸1海岸(高知港海岸)
空港：4港
拠点空港：3港
共用空港：1港(徳島)

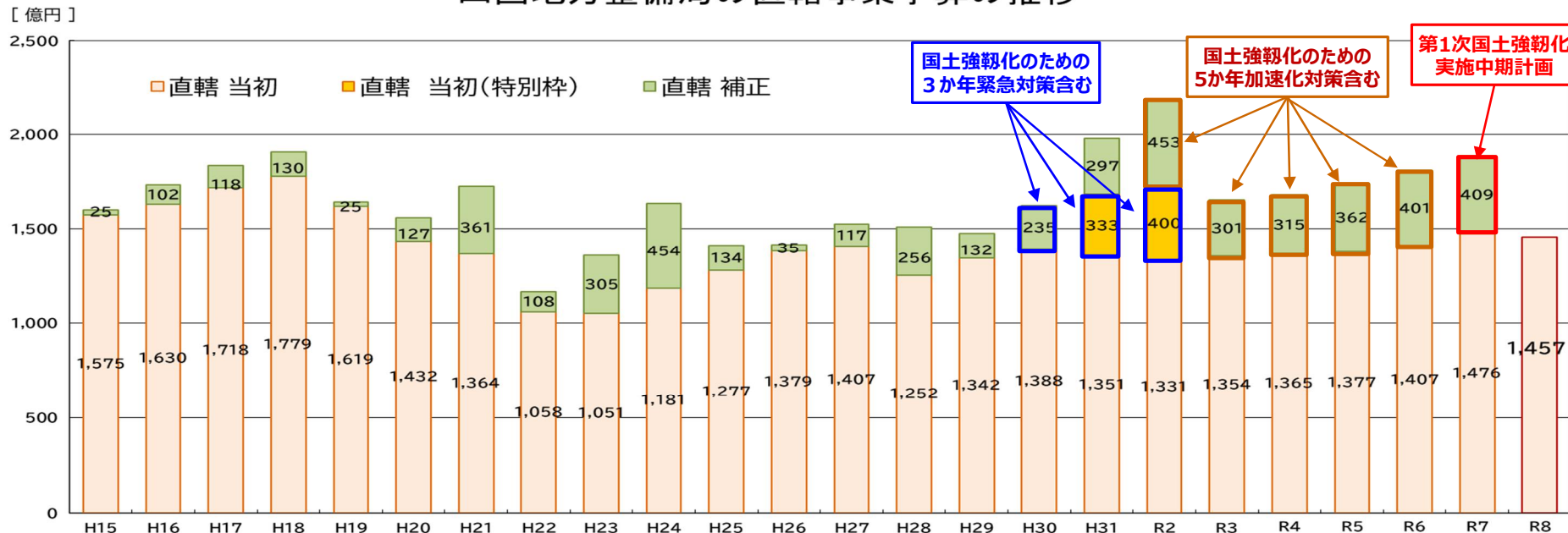
公園：国営讃岐まんのう公園
公園面積：350ha (H25.4全面供用)
河川：8水系
直轄管理区間：446.8km (ダム区間含む)
ダム 建設：1ダム、改造・再生中：2ダム
管理：8ダム
砂防(吉野川水系、重信川水系)
直轄砂防事業面積：2,058km²
地すべり 2箇所(632ha)
海岸 1海岸(高知海岸：13.8km)

凡 例

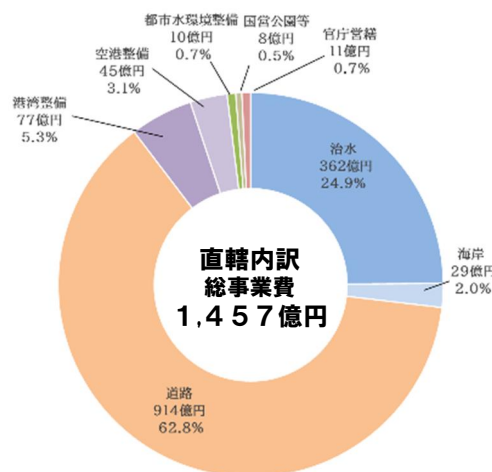
- : 高規格道路
- : 事業箇所
- : 調査中区間

E11 路線番号
(高速道路ナンバリング)

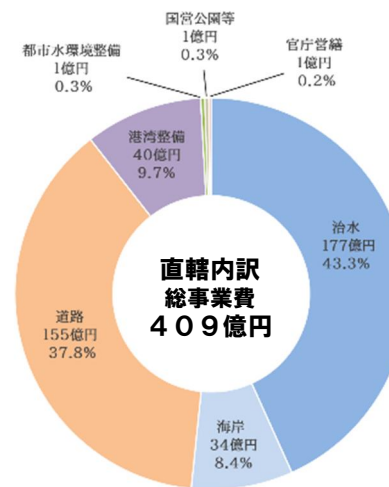
四国地方整備局の直轄事業予算の推移



令和8年度当初予算概要



令和7年度補正予算概要

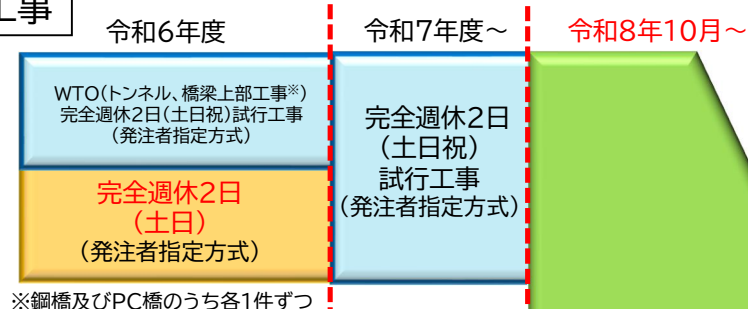


フレキシブルな休日制度に関する取組【四国地方整備局】

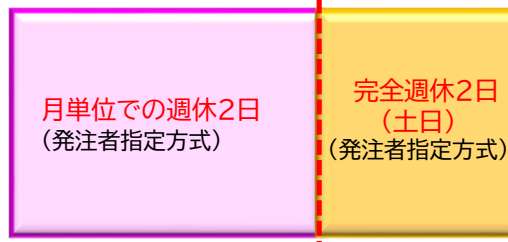
令和8年10月期の実施方針

- 令和6年4月1日より、建設業にも時間外労働の上限規制が適用されることから、更なる週休2日工事の推進が求められ、令和7年度より本官工事は完全週休2日(土日祝)、分任官工事は完全週休2日(土日)とすることで、週休2日の「質の向上」に向け取り組んできたところ。
- 令和8年10月1日以降公告する工事より、本官工事・分任官工事ともに休日の設定曜日に関わらず、一定以上の休日を確保する「**フレキシブルな休日制度試行工事**」とし、多様な働き方の実現、ワーク・ライフ・バランスのさらなる向上を推進する。

本官工事



分任官工事



※対象: 令和8年10月1日以降入札手続き(公告)を行うもの

【具体の取扱い】

本官工事、分任官工事

- 全ての工事を対象に、**フレキシブルな休日制度**を適用する。

※フレキシブルな休日制度とは、**工期内において週休2日(土日祝)以上の日数を確保した上で、柔軟に休日を設定する制度**である。なお、技術者及び労働者を交替しながら休日を確保することも可とする。

※**経常維持工事(河川維持・道路維持)及び災害復旧工事等**の現場閉所を行うことが困難な工事においては、従前の交替制適用工事と同様に、技術者及び技能労働者が交替しながら**工期内において週休2日(土日)以上の日数を確保**するものとする。

※**令和8年9月30日以前に公告した工事**は、これまでの制度を継続するものとし、本制度の対象外とする。

- ※現場閉所 : 現場事務所での事務作業(内業)を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態(休日)を指す。
- ※交替制 : 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事において、技術者及び技能労働者が交替しながら休日を確保するもの。
- ※対象期間 : 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、猛暑対策として休工とした期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

フレキシブルな休日制度に関する取組【四国地方整備局】

ワーク・ライフ・バランス及び工事特性に配慮した「フレキシブルな休日制度」の試行

○完全週休2日にとらわれず、受注者が工事の特性や労働者の勤務状況等を踏まえて柔軟に休日を設定可能とすることで、創意工夫を活かしながら、多様な働き方の実現とワーク・ライフ・バランスの向上を図るとともに、仕事と私生活の調和がとれた魅力ある職場環境の形成を促進し、建設産業の持続的な担い手確保につなげることを目指す。

	日	月	火	水	木	金	土
第1週							稼働日
第2週				稼働日の閉所		振替	
第3週				振替	祝日		連休4
第4週	連休化	祝日の閉所	稼働日の閉所		振替		稼働日
第5週							
第6週	猛暑予報のため閉所						
...							
第○週			祝日 稼働日				稼働日
第○週							稼働日
第○週		祝日					稼働日
第○週							

1週目は〇〇を施工したいから土曜日にも施工して、雨予報の水曜日を閉所しよう



祝日と土曜日を振り替えて大型連休化しよう



暑い夏は休んで、その分涼しい時期に働こう



完全週休2日（土日祝）を超える休暇の確保

工期変更等調整会議

- フレキシブルな休日制度の取組みの充実を図ることを目的に、受注者から工期延長等の申し出があった場合には、「工期変更等調整会議」を設置するものとする。
- フレキシブルな休日制度の実施にあたって工程に支障となる案件の解決に向けて、初回から事務所幹部が出席し、受注者から直接事務所幹部に協議できる体制を構築することで、迅速な意思決定を行う。
- 全てのフレキシブルな休日制度試行工事を対象とする。

工期変更等調整会議とは・・・

【構成と出席者】

- **工事受注者**: 現場代理人、監理技術者、担当技術者 等
- **発注者**: 技術副所長、工事発注担当課長、主任監督員 等

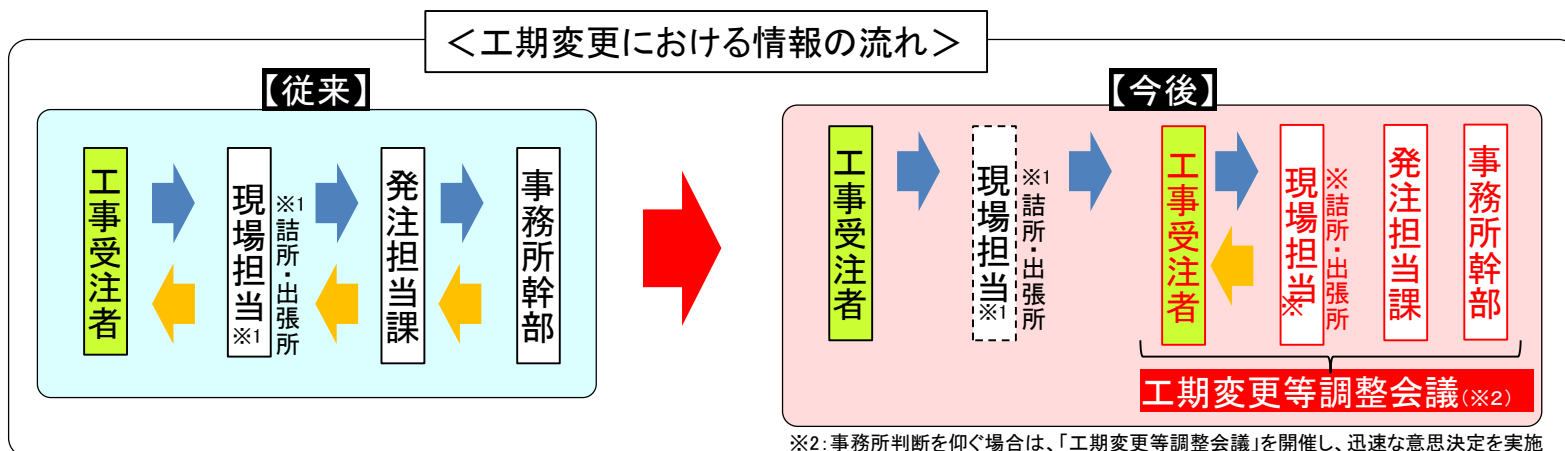
【開催頻度(例)】

- 実施工程表作成時点(総括打合せ時点)
- 月1回開催を目安に、調整事項に合わせ実施
- 工期変更の必要が生じた場合
- 工事実施内容(工種・数量等)の変更が生じた場合

【取組内容】

- **取組計画の確認**: 現場閉所日の計画及び実施状況の確認
- **工程進捗に関する情報共有**: 工程進捗に関わる課題調整、クリティカルパス等の確認
- **課題解決に向けた対策検討**: 課題事項に関する実施対応者、実施時期などを明記し、進捗状況を確認
- **工期変更に関する協議**
- **工事実施内容(工種の削減・数量削減・施工条件の変更等)に関する協議**

<工期変更における情報の流れ>



フレキシブルな休日制度に関する取組【四国地方整備局】

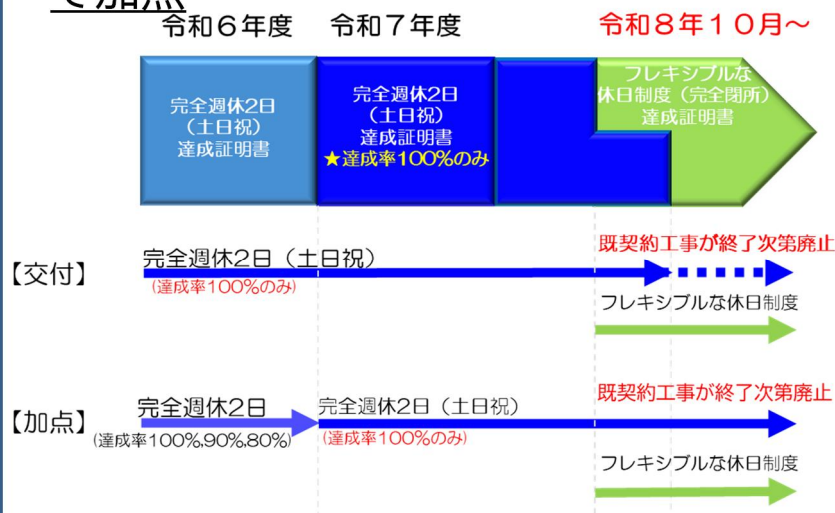
達成証明書交付の取り組みの試行

(完全週休2日(土日祝)達成証明書、フレキシブルな休日制度(完全閉所)達成証明書)

- 四国地方整備局発注の週休2日工事においては、令和2年度より、取り組みを達成した受注業者に対して「履行証明書」を交付。
- 令和6年度より、完全週休2日(土日祝)の達成率が100%の工事のみ、「完全週休2日(土日祝)達成証明書」の交付対象として取り組んできたところ。(WLBに配慮した「完全週休2日(土日祝)」の試行も含む。)
- 結果、令和7年度完了工事の完全週休2日(土日祝)達成率は約100%と、かなり浸透。
- 令和8年10月1日以降公告の工事より、休日の設定曜日を限定せず、受注者が工事の特性や労働者の勤務状況等を踏まえて柔軟に休日を設定できるものとし、**現場閉所で確保した完全閉所日数**が従来の完全週休2日(土日祝)の日数を超える場合に達成証明書を交付。

総合評価

◆ 企業評価 (その他企業評価) で加点



【企業評価】

◎完全週休2日(土日祝)
完全週休2日達成企業に **3点** の加点評価
※既契約工事が終了次第廃止

◎フレキシブルな休日制度
フレキシブルな休日制度を適用し、達成できた企業に **3点** の加点評価

※完全週休2日(土日祝)の取り組みを達成した受注者に対して「完全週休2日(土日祝)達成証明書」を交付。

※交替制適用工事で公告する工事では、「完全週休2日(土日祝)達成証明書」の評価を除く。

«令和6年度～»
※既契約工事が
終了次第廃止

【完全週休2日達成企業マーク】

★完全週休2日(土日祝)を達成した企業

2024年度

**完全
週休2日
(土日祝)
達成**

2 days off per week
完全週休2日達成企業

国土交通省
四国地方整備局

«令和8年度～»

【フレキシブルな休日制度(完全閉所)達成企業マーク】

★フレキシブルな休日制度を適用し達成した企業

2027年度

**フレキシブルな休日制度
(完全閉所)
達成**

Flexible holidays within Construction period
フレキシブルな休日制度達成企業

国土交通省
四国地方整備局

★どちらのマークも、取得した年度の翌年度1年間、社の広報に使用可能

ウィークリースタンスの取り組み(工事の環境改善)

1. 目的

工事を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、ワンデーレスポンスを推進しているが、これに加えて、計画的な工事の施工および設計業務等の履行を確保しつつ、非効率なやり方の工事現場および業務の環境等を改善し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

2. 対象工事

全ての工事(災害復旧工事・維持工事等緊急を要する場合は除く。)

3. 取り組み内容

原則として、以下の項目について、受発注者相互で確認・調整のうえ、取り組み内容を設定する。

- ①月曜日(休日明け)を依頼の期限日としない
- ②ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない
- ③金曜日(休日前)に依頼しない
- ④打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する
- ⑤(業務時間外にかかるおそれのある)16時以降は、打合せ開始時間に設定しない
- ⑥作業内容に見合った作業期間を確保する
- ⑦業務時間外に回答が必要な連絡を行わない
- ⑧その他、任意に設定する

(⑧の例):

- ・打合せは10時～16時までの時間とする
- ・ノー残業デー(や金曜日)は定時の帰宅に心がける
- ・打合せはWEB会議を活用するなど、効率的な実施に努める

【記載例】 別紙-1 (工事)
ウィークリースタンス推進チェックシート (総括打合せ時)

(1) 協議参加者 実施日 令和6年4月10日

工事名	●●工事		
工期	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日		
設計書コード	*****		
発注者	事務所名 ○○河川国道事務所		
役職名	総括監督員	主任監督員	監督員
参加者名	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○
受注者	会社名 ○○建設(株)		
役職名	監理(主任) 技術者	現場代理人	
参加者名	○○ ○○	○○ ○○	

(2) 営業時間等

発注者	受注者		
始業時間	8:30	始業時間	9:15
終業時間	17:15	終業時間	18:00
ノー残業デー※1	毎週水、金曜日、毎月16日	ノー残業デー※1	毎月10日、15日、20日、25日

※1 毎月の定時退社・退庁の曜日または日を記入すること

(3) ウィークリースタンス取り組み実施内容 (■実施項目)

実施項目	特記事項 (日付け等の設定)	実施
(1) 月曜日(休日明け)を依頼の期限日としない	月曜日等 (第三者の要求対応を除く)	■
(2) ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない	金曜日等 (第三者の要求対応を除く)	■
(3) 金曜日(休日前)に依頼しない	毎週水曜日 (第三者の要求対応を除く)	■
(4) 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する		■
(5) 16時以降は、打合せ開始時間に設定しない	16時以降開始する打合せを行わない。	■
(6) 作業内容に見合った作業期間を確保する。		■
(7) 業務時間外に回答が必要な連絡を行わない。		■
(8) その他の項目※2		
打合せは10時～16時までの時間とする		□
ノー残業デーは定時の帰宅に心がける		□
打合せはWEB会議を活用するなど、効率的な実施に努める		□

※2 (1)～(6)以外で取り組む内容がある場合に記入する
※ 受注者の希望する実施項目は「□」とし、初回打合せを踏まえ実施する項目を「■」とする

予め対応出来ない事項やその措置に対する対応を確認する。

(4) 緊急時等の対処方法

緊急時等の対処方法

権利者等との調整の結果、休日の作業となる場合は休日明け日(●曜日)を振替日(休日)とする。
ノー残業デーは権利者等の第三者の要求によるものを除き勤務時間外の業務対応を求めない。

※ 工事の内容や特性を踏まえ、緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び休日又は夜間作業等により、設定した取り組みが実施出来ない場合の対処方法(依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等)について双方で確認し設定

「工事関係書類等の適正化指針」の周知徹底

- 2024年4月からの時間外労働規制の上限規制適用を前に、あらためて四国地整の取組を周知。
(全工事受注者に配布および、各事務所・現場詰所等において幅広に掲示)

2024年4月からの時間外労働の上限規制適用を前に
あらためて皆様に四国地方整備局の取組を周知！

国土交通省
四国地方整備局

【工事関係書類等の適正化指針】 で現場の働き方改革を推進！

「適正化指針」ってなに？

- 平成30年度に初版を発行し、毎年改訂。
- 土木工事書類作成マニュアルに記載の無い事項を、想定されるケース毎に補足。
- 工事請負契約書に則り受発注者の役割分担を明確化するとともに、正しい対応を記載。
- 作成すべき書類・作成不要な書類を明示。

【ケース2】総括打合せにおける協議事項の取り扱い

受注者

発注者

対応

決めてもらいたいことをあらかじめ準備していたのに、指示をもらうことが出来なかった。段取りもあるで早めに決めて、指示をもらいたい。

協議内容は理解しました。今回は設計図面内の誤謬等について経路指示とします。その他の項目については後日、項目毎に協議書を作成し協議してください。

○工事着手に遅れが生じないように、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。

○指示資料は発注者にて作成しますが、土木工事共通標準書1-1-1-3 2.設計図書の開示に記載されているとおり、事実が確認できる資料が提出されていることが前提となります。

○（「事実が確認できる資料」とは、ケース3を参照。）

○基本的には総括打合せ指示としますが、構造変更による設計検討が必要な場合などにおいては根拠的な指示とし、詳細については発注担当または主任監理員の指示とします。

なお、根拠的な指示とは、内容にもよりますが、指示となる目及び現場条件や構造変更等に対する指示する予定日等を伝えることを指しています。

○「土木工事書類作成マニュアル」には、「通知・確認を受けた内容については、特に理由がある場合を除き、改めて協議する必要はないことを記載し、周知徹底します。

【指針に記載しているケースの例】

- 発注者が行うべき作業を受注者がサービスとして代行している。
- 受注者協議による工事打合せ簿への添付書類が多い。
- 施工計画書の過度な作り込みを指示される。等、様々な課題に対応

「適正化指針」と「目安箱」は四国地方整備局HPから

<https://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/index.html>

企画部

「適正化指針」及び「目安箱」は四国地方整備局HPから

■目安箱は、指針に対する要望や改善意見を随時受け付ける窓口です。

■工事関係者に限らず、誰でも、いつでも投稿が可能です。

■頂いたご意見は、毎年の指針改訂に反映してまいります。

■投稿者に不利益の無いよう、十分配慮しています。

■働き方改革に繋がる建設的なご意見をお待ちしています！

関連する主なマニュアルやガイドラインはこちら

- 土木工事書類作成マニュアル
https://www.skr.mlit.go.jp/etc/doboku_manual/doboku_manual_r5_3.pdf
- 設計図書の照査ガイドライン(案)
<https://www.skr.mlit.go.jp/etc/sekeitosyo/sekeiguide.pdf>
- 直轄請負工事における設計変更ガイドライン(案)
https://www.skr.mlit.go.jp/etc/guide_R3_10.pdf
- 工事一時中止に係るガイドライン(案)
https://www.skr.mlit.go.jp/etc/itijityuushi_H27_06Ver2.pdf

【本資料に関する問い合わせ先】
国土交通省 四国地方整備局
企画部 技術管理課
087-811-8311

令和5年12月版

○四国地方公共工事品質確保推進協議会は、国、法人、地方公共団体の全113団体で構成

■設立

平成18年7月12日

■メンバー(令和8年度時点)※オブザーバー含む

◇四国地方公共工事品質確保推進協議会

国 : 11団体

国土交通省 四国地方整備局
農林水産省 中国四国農政局
林野庁 四国森林管理局
環境省 中国四国地方環境事務所
財務省 四国財務局
国税庁 高松国税局
国土交通省 四国運輸局
国土交通省 第五管区海上保安本部
国土交通省 大阪航空局
警察庁 四国管区警察局
経済産業省 四国経済産業局

法人等 : 3団体

西日本高速道路(株) 四国支社
本州四国連絡高速道路(株)
(独)水資源機構

地方公共団体 : 99団体(4県、全95市町村)

四国地方公共工事品質確保推進協議会

＜目的＞公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保

＜活動内容＞ 年1回開催

- ・発注者の責務としての各種施策の検討
- ・発注関係事務を適正に実施するための発注者支援の体制づくりの検討並びに支援を実施。

＜構成員＞

- (国) 四国地整局長、関係省庁出先機関部長等
- (県) 土木部長等
- (市町村) 市町村長
- (特殊法人等) 四国内に組織を有する機関の部長等

幹事会

＜活動内容＞ 年1～2回開催

- ・各種施策の取り組み状況の情報交換及び推進・強化に向けた意見交換等

＜構成員＞

- (国) 四国地整企画部長、関係省庁出先機関部長等
- (県) 副部長、次長、課長等
- (市町村) 担当部課長等
- (特殊法人等) 四国に組織を有する機関の課長等

県部会

＜活動内容＞ 年2回開催

- ・市町村へ施策実施に向けた働きかけ、支援要望等の情報交換等

＜構成員＞

- (県) 土木部長等
- (市町村) 課長(発注担当・財務担当課)
- (国) オブザーバー

I 全国統一指標に関連する項目

1 週休2日工事の達成【工事】

- ・全機関において週休2日対象工事を拡大し、週休2日の取り組みを推進する。
- ・国・県・市町村等全機関連携し『全工事週休2日！』を目標に週休2日(土日閉所)の達成を目指す。

※やむを得ず、休日が取れない場合は、振替や交替制などを検討

2 施工時期の平準化【工事】

- ・全機関において閑散期(4～6月)の平準化率1.0以上・繁忙期(1～3月)の平準化率1.0以下を目指す。
- ・国・県・市町村等を含めた四国地域ブロック及び各県単位での平準化率を公表(500万円以上)。
- ・小規模工事(500万円未満)を含めて、施工時期の平準化に努める。
- ・平準化推進のために「さ・し・す・せ・そ」の活用の継続実施に努める。
- ・各機関において関係部局で相互の緊密な連携を図り、平準化の推進に努める。

※ ㊦ 債務負担行為の活用、㊩ 柔軟な工期設定(余裕期間制度の活用)、㊪ 速やかな繰越手続、㊫ 積算の前倒し、㊬ 早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

II 地域独自指標に関連する項目

1 情報通信技術を活用した工事、業務を普及させるための取り組み【工事、業務】

- ・全機関が情報通信技術を活用した取り組みを進めることにより、情報通信技術の拡大を図る。
- ・発注者向けの講習会等開催の取り組みを継続し情報通信技術の浸透を図る。

2 スライド条項の設定【工事】

- ・全機関において受注者からの請求により請負代金の変更が可能となる条項を工事請負契約書に規定する。

3 受注者との情報共有、協議の迅速化【工事、業務】

- ・スリム化ガイドライン(工事)、ウィークリースタンス・スケジュール管理(業務)等を適用し、工事・業務を円滑かつ効率的に進める。

III 受発注者(建設業)共通の課題への対応

1 魅力ある業界をPRする取り組み【広報・情報発信】

- ・週休2日や情報通信技術・最新技術の活用など、新しい建設業(現場)の魅力を各発注者から発信する。

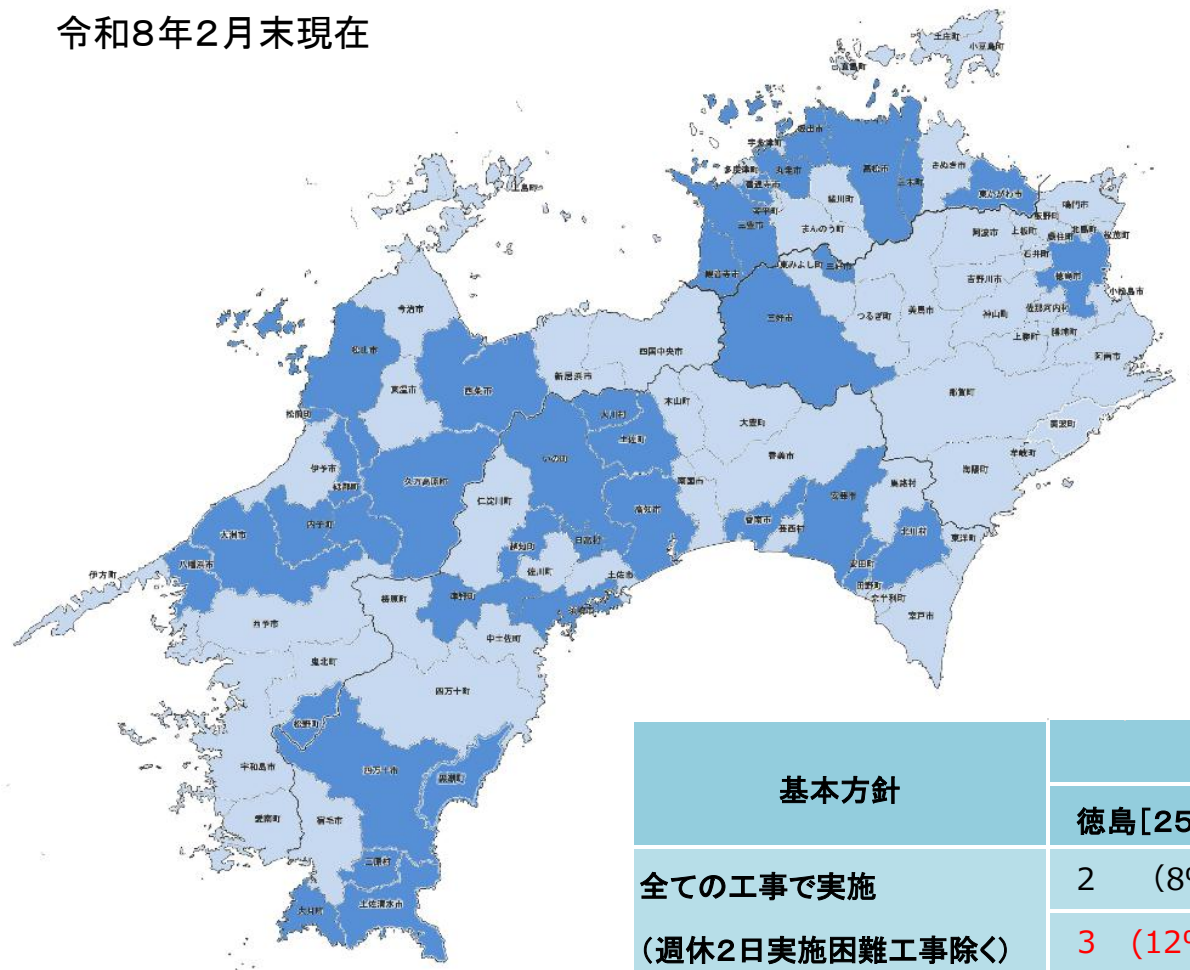
（一社）徳島県建設業協会 徳島県建設業協会 徳島県建設業協会
（一社）香川県建設業協会 （一社）香川県建設業協会 香川県建設業協会
（一社）高松市建設業協会 高松市建設業協会 高松市建設業協会
（一社）高松市建設業協会 高松市建設業協会 高松市建設業協会

四国品確協の取り組み



令和8年度の週休2日への取り組み予定

令和8年2月末現在



凡例

全ての工事で実施
(週休2日実施困難工事は除く)

一部の工事で実施

実施に向けた検討のみ

上段：R7年度の実績数値
下段：R8年度の予定数値

〔単位：組織数〕

基本方針	県域[県、市町村]			
	徳島[25]	香川[18]	愛媛[21]	高知[35]
全ての工事で実施 (週休2日実施困難工事除く)	2 (8%)	9 (50%)	6 (29%)	15 (43%)
	3 (12%)	9 (50%)	10 (48%)	18 (51%)
一部の工事で実施	21 (84%)	7 (39%)	15 (71%)	20 (57%)
	22 (88%)	9 (50%)	11 (52%)	17 (49%)
実施に向け検討	2 (8%)	2 (11%)	0 (0%)	0 (0%)
	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

四国として進めるインフラDXの方向性

令和3年8月24日

令和3年度 第1回 四国インフラDX本部会議 より

「働き方改革」⇒「担い手確保」⇒「事業継続維持」のために！

を進め

につなげ

を果たす

技術力の底上げをサポートし、ICT技術活用の裾野・建設業界を目指す人材の裾野を広げる

四国として進めるインフラDXの3つの方向性

令和4年3月15日

令和3年度 第2回 四国インフラDX本部会議 より

- ★ 地域建設業 担い手確保 （ICT技術を活用した生産性向上、働き方改革）
- ★ 行政手続きや暮らしにおけるサービスの改革
- ★ 四国地方整備局 職員の働き方改革（デジタル技術を活用した業務の効率化・高度化）

令和8年度の方針 働き方改革を進め 担い手確保に向けDXの実践を継続

官民双方の生産性向上・働き方改革等の取り組みを推進するため

- ・各部会のロードマップを着実に実行し、スピード感を持って結果につなげ効果を把握
- ・デジタル技術の「普段使い」を目指し、地域建設業者へ新技術活用の底上げを積極的に支援
- ・職員向けのAIを含めたDXの更なる推進のため、各部・各事務所で実践し好事例を展開
- ・事務所も含め推進体制による業務改善の一層の推進

「地域建設業の担い手確保」

生産性の向上（デジタル技術の活用促進）



1. i-Construction2.0、ICT施工StageⅡの実践

- 施工現場のオートメーション化、省人化に向けi-Con2.0やStageⅡを進める
 - ・ 大規模な土工の現場において、ICT施工StageⅡ相当の工事に取り組む

▶ **土工数量が概ね20,000m³以上の工事を対象として、ICT施工StageⅡ相当の新技术の活用を原則化**

2. ICT、BIM/CIMデータ活用の実践

- ICT、BIM/CIMデータ活用の取り組み事例を展開する
 - ・ 「調査設計・施工・維持管理」の各段階で、ICT/i-ConやBIM/CIMの先進的な取り組みを推進するとともに 積極活用する事業（工区、地区）を各事務所等で設定し、その取り組み事例を展開する

▶ **松山河川国道事務所の松山外環状道路インター東線において、事業情報プラットフォームを構築・活用**

3. 地域建設業へのDXの展開

- 地域の担い手・守り手である地域建設業の事業継続維持に向け、DXの取り組み好事例を展開する
 - ・ インフラDX省人化モデル工事、研修・講習会、インフラDX人材育成センター活用などに取り組む
 - ・ 地域建設業が主に担っている維持管理作業について、積極的にDXの事例を展開する

▶ **今治道路（今治朝倉IC建設工区）R7今治道路小泉地区改良工事 で実施**

ご清聴ありがとうございました